

有料老人ホーム情報に係る報告及び公表（根拠法令）

○老人福祉法

（届出等）

第二十九条

- 11 有料老人ホームの設置者は、当該有料老人ホームに係る有料老人ホーム情報（有料老人ホームにおいて供与をする介護等の内容及び有料老人ホームの運営状況に関する情報であつて、有料老人ホームに入居しようとする者が有料老人ホームの選択を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に対して報告しなければならない。
- 12 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

○老人福祉法施行規則

（有料老人ホームの設置者の報告事項）

第二十一条の二 法第二十九条第十一項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおりとする。

（都道府県知事への報告）

第二十一条の三 法第二十九条第十一項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

（情報の公表）

第二十一条の四 都道府県知事は、法第二十九条第十二項の規定により、同条第十一項の規定により報告された事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

別表（第二十一条の二関係）

一 有料老人ホームの設置者に関する事項

設置者の名称及び主たる事務所の所在地

二 当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項

イ 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 有料老人ホームの類型

ハ 施設の竣工年月日

- ニ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日
- ホ 施設までの主な利用交通手段
- ヘ 居室の状況
- ト 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無
- 三 介護等の内容に関する事項
 - イ 当該報告に係る介護等の内容等
 - ロ 入居対象となる者
 - ハ 当該報告に係る介護等の利用者への提供実績
 - ニ 利用者等（利用者又はその家族等をいう。）の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
- 四 当該報告に係る介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 五 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況
- 六 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況
- 七 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為の適正化のための取組の状況
- 八 安全管理及び衛生管理のための取組の状況
- 九 その他都道府県知事が必要と認める事項